

酒々井町農業委員会 7月総会会議録

令和2年7月7日（火）

分庁舎2階第2多目的室

午後4時から午後4時30分まで

局長 定刻になりましたので、ただいまから令和2年7月・第23期最後の農業委員会総会を開会致します。はじめに会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

局長 ありがとうございます。それでは、議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、1番宮田早苗委員、2番綿貫清委員を指名します。また、書記に事務局の大坂主査を任命します。本日の総会は、議案1件・その他ですので、慎重審議をよろしくをお願いいたします。

議長 それでは、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

局長 農地法第3条許可申請について、説明させていただきます。資料は、1ページからです。譲受人、譲渡人共に、上岩橋在住者です。申請地は、上岩橋の農地3筆で、地目は畑、現況は畑、面積は合計で、1,654㎡です。申請理由は営農規模の拡大で、作付け作物は、野菜です。権利の種類は、所有権移転です。位置につきましては、2ページの位置図と3、4ページの公図を参考にいただければと思います。なお、皆様のお手元に配布させていただきましたが、小坂推進委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題ないとのことです。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員は、小坂委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

小坂推進委員 譲渡人・譲受人兩名は本家・分家の関係であり、譲渡人が本家、譲受人が分家です。譲渡人の家は私の家のすぐ近所ですが、近いうちに成田市へ引っ越すこととなり、今回申請の3筆の農地の維持管理が難しいとのことで、無償で分家に所有権を移転する申請に至りました。

議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、農地法第3条許可申請について採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第3条許可申請につきまして許可とすることに決定します。

議 長 次に、経済環境課より農政報告をお願いします。

(新型コロナウイルス感染拡大に影響を受けた農家を対象とした町独自の緊急支援給付金事業実施の案内について)

(新型コロナウイルス感染拡大の影響を克服する取組を支援する国庫補助事業実施の案内について)

議 長 それでは、ここで10分間の休憩をとりたいと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 それでは休憩をときまして、会議を再開します。その他について、報告を

お願いします。

(親睦会会計報告について)

議長 それでは、最後に初総会の日程等について、事務局からお願いします。

局長 お手元に配布した資料のとおり、今月の22日の水曜日を予定しています。午後3時からこちらの会議室でお願いいたします。推進委員については、22日の初総会の際に選任させていただきます。同日選任後に委嘱状を交付する予定です。総会は3時から、推進委員は4時からを予定しております。詳細については改めて通知を出させていただきます。

議長 それではこれで、議案、農政報告、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。